

秋田県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、その指定を解除するので、同法第7条第6項において準用する同条第4項及び同法第9条第9項において準用する同条第4項に基づき公示する。

令和5年4月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

告示年月日及び告示番号		区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成26年9月30日	第485号	内田	山本郡三種町鶴川字内田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成25年12月27日	第604号	鹿野滝沢1	湯沢市川連町字上野、外堀、大水口、川連、若神子下、段山、山神沢及び鹿野滝沢（次の図のとおり）	土石流
平成25年12月27日	第604号	鹿野滝沢2	湯沢市川連町字上野、外堀、大水口、川連、八甲山、段山、南沢、山神沢及び鹿野滝沢（次の図のとおり）	土石流

指定時の図面である「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。